第3回古平町議会臨時会 第1号

平成26年4月25日(金曜日)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第23号 専決処分(第1号)の承認を求めることについて 〔平成25年度古平町一般会計補正予算(第9号)〕
- 5 議案第24号 平成26年度古平町一般会計補正予算(第2号)
- 6 議案第25号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約につ いて

○出席議員(10名)

議長1	0番	逢	見	輝	続	君	1番	鶴	谷	啓	_	君
	2番	岩	間	修	身	君	3番	中	村	光	広	君
	4番	本	間	鉄	男	君	5番	堀			清	君
	6番	高	野	俊	和	君	7番	木	村	輔	宏	君
	8番	真	貝	政	昭	君	9番	工	藤	澄	男	君

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町		長	本	間	順	司	君
副	町	長	田	П	博	久	君
教	育	長	成	田	昭	彦	君
総	務 課	長	小	玉	正	司	君
会	計 管 理	者	白	岩		豊	君
財	政 課	長	三	浦	史	洋	君
民	生 課	長	和	泉	康	子	君
保	健福祉 誤	是長	佐	藤	昌	紀	君
産	業課	長	村	上		豊	君
建	設 水 道 護	是長	本	間	好	晴	君
幼	児センター	- 長	宮	田	誠	市	君
教	育 次	長	佐	々木	容	子	君

総 務 係 長 高 野 龍 治 君 長 人 完 財 政 係 見 至 君

○出席事務局職員

 事
 務
 局
 長
 藤
 田
 克
 禎
 君

 議事係主任兼総務係主任
 野
 村
 忠
 弘
 君

開会 午前 9時58分

○議会事務局長(藤田克禎君) それでは、本日の会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員10名全員が出席されております。

説明員は、町長以下14名の出席でございます。

以上でございます。

◎開会の宣告

○議長(逢見輝続君) ただいま事務局長の報告どおり10名全員の出席を見ております。

よって、定足数に達しております。

ただいまから平成26年第3回古平町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

- ○議長(逢見輝続君) 直ちに本日の会議を開きます。
 - ◎日程第1 会議録署名議員の指名
- ○議長(逢見輝続君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、1番、鶴谷議員及び2番、岩間議員のご両名をご指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長(逢見輝続君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長(逢見輝続君) 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項は、平成25年度2月分、3月分の例月出納検査結果、平成26年北後志消防組合議会第1 回定例会結果、平成26年北後志衛生施設組合議会第1回定例会結果、平成26年後志教育研修センター組合議会第1回定例会結果の4件でございます。

内容については、お手元に配付の資料をもってかえさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時00分 再開 午前11時30分

○議長(逢見輝続君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第4 議案第23号

○議長(逢見輝続君) 日程第4、議案第23号 専決処分(第1号)の承認を求めることについて 〔平成25年度古平町一般会計補正予算(第9号)〕を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○財政課長(三浦史洋君) ただいま上程されました議案第23号 専決処分(第1号)の承認を求めることについて提案理由のご説明をいたします。

本件につきましては、25年度の一般会計予算につきまして9号補正をする必要性がありましたので、町長において専決処分を3月末日においてしたものでございます。

内容としましては、起債、過疎債で借り入れする部分が予算では地方債ということでのせてございます。その部分で20万円多く借り入れることになりましたので、限度額を上げなければならないということで予算の補正が必要ということでございます。

記としまして、専決処分(第1号)。

平成25年度古平町一般会計補正予算(第9号)。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万円を追加しまして、総額を35億2,952万3,000円とするものでございます。

第1表につきましては2ページから5ページまで、第2表につきましては6ページに記載してございます。

それでは、事項別明細の歳入のほうからご説明いたします。 7 ページ、8 ページをお開きください。20款 1 項 1 目民生債、既定の予算に20万円を追加しまして、2 億2,730万円とするものでございます。内容説明、高齢者自立生活食の自立支援事業債20万円増ということでございます。高齢者の方々に配食サービスをしている事業でございます。これにつきまして 3 月末の食事の数、これを掌握しまして、事業費に対して差し引きしますと起債の金額が現計では250万円の借り入れだったのですけれども、それよりプラス20万円の270万円借り入れできることになりましたので、その増額でございます。

続いて、歳出のほうをご説明します。9ページ、10ページです。3款1項10目介護予防生活支援対策費、補正の金額はございませんが、地方債が20万円ふえますので、その財源の入れかえでございます。

続いて、13款1項1目基金費、既定の予算に20万円を追加して、2億1,591万円とするものでございます。この20万円一般財源浮いた部分につきましては、財政調整基金のほうに積み立てるということで補正後9,120万円とするものでございます。

以上、提案理由のご説明でございましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いい

たします。

- ○議長(逢見輝続君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(逢見輝続君) ないようですので、質疑を終わります。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第23号 専決処分(第1号)の承認を求めることについて〔平成25年度古平町一般 会計補正予算(第9号)〕を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第5 議案第24号

○議長(逢見輝続君) 日程第5、議案第24号 平成26年度古平町一般会計補正予算(第2号)に ついてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○財政課長(三浦史洋君) 議案第24号 平成26年度古平町一般会計補正予算(第2号)につきまして提案理由のご説明をいたします。

本件につきましては、内容的に3点ございます。協議会でご協議いただきましたがんばろう!ふるびら特別対策事業の部分では、金額的には6,493万4,000円ほど盛ってございます。また、臨時福祉給付金、子育て世帯の特例給付金の関係につきましては3,266万2,000円、そしてちょっと額は小さいのですけれども、町の職員住宅の修繕につきまして172万3,000円を盛る予算補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,931万9,000円を追加しまして、総額を32億7,831

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,931万9,000円を追加しまして、総額を32億7,831万9,000円とするものでございます。

歳入歳出予算補正につきましては、第 1 表、12ページから15ページでお示ししております。 地方債の補正につきましては、第 2 表、16ページでお示ししてございます。

それでは、事項別明細、歳出のほうからご説明いたします。21ページ、22ページをお開きください。2款1項5目財産管理費、既定の予算に172万3,000円を追加して、2,859万4,000円とするものでございます。内容は、修繕料に172万3,000円を増額するものでございます。町の職員住宅、栄団地のほうにございます職員住宅1棟の部分で2月の雪で軒が大幅に壊れました。軒が落ちましたので、当時空き室だったので、そういうあれはなかったのですけれども、その復旧、軒先の復旧といいますか、もとどおりにするのと、同時に1棟分の屋根のふきかえをしようということで考えてございます。その費用でございます。

続いて、6目企画費、既定の予算から60万5,000円を減額して、6,628万3,000円とするものです。

がんばろう!ふるびらのほうに予算を集中的に持ってこようと思ってございますので、今まで現計 予で当初予算で盛っておりましたホームページ、企画費に盛っておりましたが、それを移しかえる というものでございます。

3款1項13目臨時福祉給付金費でございます。目を新しく設けてございます。

それとともに、次のページに14目として子育て世帯の臨時の部分の給付金もセットでございますが、盛ってございます。

まず、13目につきましては、2,884万6,000円を追加するものでございます。7節の賃金は、臨時職員の賃金1名、1年間雇うものでございます。13目と14目で案分してございます。事務費の関係につきましては、案分しております。その案分の部分が臨時福祉給付金の対象になる人数と子育て世帯の給付金の対象になる人数の比率で案分しまして、事務費関係は13目のほうでは案分率85%で見ております。また、14目のほうでは15%で見てございます。1人分の臨時職員の賃金、85%分で152万円を計上してございます。9節は普通旅費3,000円の追加と、需用費につきましては消耗品、全体で50万円ですが、その85%部分の42万5,000円を計上します。また、12節役務費では、郵便料はこの給付金の申請書を送付する、また返信をいただく、給付金決定になりましたという通知、その部分の郵便料で55万円計上してございます。また、給付金の振り込みということで、口座の振替手数料が20万2,000円でございます。委託料、システムを構築する委託料でございますが、全体金額204万1,000円ほどに案分率を掛けまして、173万6,000円を計上しております。14節につきましては、コピー機の借り上げ料16万円。そして、19節で本体でございますが、臨時福祉給付金、ごくごく概算でございますが、対象者1,900人ということで1万円、この説明をしなければならない。

きょうお配りいたしました臨時給付金などの資料ございます。2枚物の資料ございます。こちら を見ていただければ、この資料で趣旨としましては、消費税引き上げになりました。5%から8% になったので、その影響を抑えるということで、所得の低い方に対しまして給付金を1回限りです が、給付しようというものでございます。左と右でそれぞれ物が違ってございます。まず、左側の 臨時福祉給付金につきましては、対象者の方が町民税の非課税の方、課税されていない方というこ とになってございます。そして、基準日はことしの1月1日時点の住民票のある方ということでご ざいます。⑤、支給額、対象者1名につき1万円ということです。そして、年金の方だとか児童扶 養手当の方だとかで加算金、1人5,000円というものがございます。加算金の対象者は、基礎年金、 老齢、障害、遺族の受給者、また児童扶養手当、特別生涯手当の受給者などでございます。そして、 この事業につきましては、国のほうで平成25年度の国の補正予算で盛られた事業でございますので、 その交付金で100%の補助が受けられます。町としましては、実際実施するのを7月から9月の3カ 月間ということで考えてございます。ついでに右側の子育て世帯の臨時給付金につきましてもご説 明しますが、対象者、②の欄ですが、中学生以下の子供がいる世帯ということになっております。 ただし、左側の制度で受けた方につきましては対象外ですということになってございます。支給額、 対象児童1人につき1万円ということになってございます。そして、町では左側、臨時福祉給付金 の対象を1,900人と見てございます。また、子育て世帯の給付金のほうを300人として予算、ちょっ と多いかもしれませんけれども、300人として概算で計算してございます。

ということで、議案の22ページにお戻りください。19節、臨時福祉給付金が2,425万円の追加でございます。ページめくっていただきまして、23、24ページです。14目子育て世帯臨時福祉給付金費となってございますが、正しい名称は子育て世帯の臨時特例給付金です。できれば訂正していただきたいのですけれども、14目子育て世帯臨時特例給付金費としていただければ、済みません、お願いいたします。これにつきまして381万6,000円を追加するものでございます。賃金につきましては27万円、旅費1,000円、需用費、消耗品で7万5,000円、役務費、郵便料が9万8,000円、口座振替手数料3万6,000円、また委託料、システムの構築業務の委託料30万7,000円、コピー機借り上げ2万9,000円、そして19節の子育て世帯臨時特例給付金、ざっくり300人の1万円ということで300万円の予算計上をさせていただきました。

続きまして、5 款 1 項 3 目緊急雇用創出事業費、既定の予算に5,300万円を追加して、8,500万円とするものでございます。委託料につきまして、水産加工業の人材育成支援事業の委託料、2 つの会社に1,900万円ずつということで3,800万円の計上でございます。また、農作業の従事者育成支援事業の委託料ということで、新おたる農協さんの関係で1,500万円の計上でございます。

25ページ、26ページです。 7 款 1 項 1 目商工業振興費、既定の予算から600万円を減額して、655万9,000円とするものでございます。商工会のプレミアム商品券の部分でございますが、支出科目の移しかえということで丸々減額してございます。

2目観光費、既定の予算から132万3,000円を減額して、250万8,000円とするものでございます。 こちらも移しかえでございます。印刷製本費全額、そして観光協会の助成金につきましても6目の ほうに移しかえるものです。

6目がんばろう!ふるびら特別対策事業費、1,986万2,000円を追加するものです。旅費につきましては1万6,000円、町の職員が物産展などに勉強かたがた売り子として行くという旅費でございます。11節につきましては、食糧費12万円、印刷製本費306万1,000円でございます。12節、イベント告知等記事掲載料、これは旅行雑誌のほうに掲載する3回分の掲載料でございます。13節委託料、ふるさと納税の贈呈品事業の委託料ということで、先ほど来説明がありましたが、1万円以上ふるさと寄附をなさった方に対しまして水産加工品5,000円相当分を差し上げるというものでございます。また、ホームページの改修につきましては、134万2,000円でございます。道路等環境整備業務委託料、町道や公園の草刈り、清掃等の150人日分の金額でございます。19節につきましては、町の観光協会のほうへの助成金、当初予算で見ています30万2,000円プラス旅行雑誌への割引クーポン券に見合う金額を補填する30万円、そしてご当地グルメ開発の30万円、合わせて90万2,000円でございます。最後に、プレミアム商品券増発するということで、既存は600万円で、新しく400万円増発しますので、合わせて1,000万円でございます。

続きまして、歳入のご説明をいたします。17ページ、18ページをお開きください。13款2項1目 民生費補助金、既定の予算に3,266万2,000円を追加して、4,141万4,000円とするものでございます。 こちらにつきましては、福祉給付金の関係でございますが、国で100%の補助があるということでご ざいます。2段書きになっています上のほうが事務費以外での事業費の補助金が2,425万円、事務費 の部分で459万6,000円でございます。4節につきましては、事業費が300万円、事務費の部分で81 万6,000円を計上させていただきました。

14款2項7目労働費補助金、既定の予算に5,300万円を追加して、8,500万円とするものです。緊急雇用、人づくり事業の部分でございます。100%補助ということで、5,300万円の追加でございます。

17款2項1目財政調整基金繰入金、既定の予算に950万円を追加して、4,800万円とするものでございます。補助金の部分で足りない部分を財調の基金のほうから財源補填をするというものでございます。

ページめくっていただきまして、19款4項2目雑入、既定の予算に15万7,000円を追加して、2,133万4,000円とするものでございます。その他収入で財源調整として15万7,000円の追加でございます。最後に、20款1項4目商工債、既定の予算に400万円を追加して、1,000万円とするものでございます。プレミアム商品券の起債でございますが、増発した部分400万円をプラスして1,000万円とするものでございます。

以上、提案理由の説明でございましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りたいと存じます。

○議長(逢見輝続君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。 先ほど説明したものがほとんどですので、ないと思います。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(**逢見輝続君**) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) これから議案第24号 平成26年度古平町一般会計補正予算(第2号)について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第25号

〇議長(逢見輝続君) 日程第6、議案第25号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〇総務係長(高野龍治君) ただいま上程されました議案第25号 北海道町村議会議員公務災害補 償等組合規約の一部を変更する規約について提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を変更することについて、関係町村等と協議するため、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本件は、一部事務組合の規約を変更しようとするもので、この変更する際は関係地方公共団体の

協議により定めることとなっておりまして、この協議は議会の議決を要する協議であります。

規約の変更の詳細は、次のページに移っていただきまして、本市の中段です。別表以降の部分が変更となります。上川中部消防組合と伊達・壮瞥学校給食組合、これにつきましては解散に伴う脱退でございまして、この文言を削ると、それと道央廃棄物処理組合につきましては加入に伴いまして加えるものでございます。

以上、議案第25号の提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- ○議長(逢見輝続君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(逢見輝続君) ないようですので、質疑を終わります。

討論を省略して採決することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) なしと認めます。

これから議案第25号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(逢見輝続君) これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成26年第3回古平町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前11時56分

上記会議の経過は、書記 いことを証するためにここに署名する。

上記会議の経過は、書記の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署名議員

署名議員